

ささえあう 地域づくりが 仕事です 2011.5.10



杉並社協のマスコット
キャラクター「うえるくん」

すぎなみ社協

No. 143

社会福祉法人
杉並区社会福祉協議会

社協は地域福祉を推進する
社会福祉法人(民間団体)です。

〒167-0051
杉並区荻窪5-15-13
あんさんぶる荻窪5階
☎03-5347-1010(代)
e-mail
fukushi@sugisyakyo.com

広報紙「すぎなみ社協」は奇数月(5・7・9・11・1・3)10日発行です。
ホームページでもご覧になれます。http://www.sugisyakyo.com

杉並区
みなさんへ
色んな支援をしていただき、
本当に感謝しています。
何か恩返しができる事があれば、
今日は、お手伝いに来たいです。
また、何かあれば、本当に
喜んでいきます。
ありがとうございます

3月11日の東日本大震災のあと、東京都社会福祉協議会からの要請に基づき、杉並社協からも福島県に職員を派遣しました。その後被災各地に災害ボランティアセンターが立ち上がり、全国のボランティアが現地に向かっていきます。杉並では、4月3日、区と社協が事務局となり実行委員による「南相馬市支援チャリティバザー」を開催しました。多くの皆さまのご協力でささえあう気持ちが一つになりました。社協はこれからも皆さまの安心をささえあうまちの実現に向けて事業を進めてまいります。



南相馬市の皆さんへメッセージ

安心をみんなでささえあうまちに



南相馬市からの子どもたち

早稲田大学ラグビー部

バザーのお手伝い

賛助会員への入会をお願いいたします

切り取り線

02 東京		払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号				金額	
00120-0-130686				千 百 十 万 千 百 十 円	
加入者名 社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会		料金		備考	
* 平成23年度 賛助会員会費		いずれかに○印をおつけください。【会員種別】			
* 入会に際し得た個人情報、当会の事務事業の範囲で利用させていただきますことをご了承ください。 (お名前フリガナをご記入ください)		個人会員 (年額1,000円以上)			
		施設会員 (年額2,000円以上)			
		団体会員 (年額2,000円以上)			
		地域団体会員 (年額10,000円以上)			
* おところ (郵便番号)		日		附	
* おなまえ		様		印	
(電話番号)					
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第49461号) これより下部には何も記入しないでください。					

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00120-0	通常払込 料金加入 者負担
加入者名	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	
金額	130686	千 百 十 万 千 百 十 円
おなまえ		
ご依頼人	(平成23年度賛助会員会費) 様	
料金	日 附 印	
備考		

この受領証は、大切に保管してください。

賛助会員とは、杉並社協の理念や事業に賛同し、社協を財政面から支えてくださる皆さまです。会費を納めていただくことが会員としての「活動(協力)」であり、それが地域福祉の推進のための大切な財源となります。

この払込取扱票をミシン目で切り取って、ゆうちょ銀行または郵便局でご納入ください。



入会方法等につきましては、裏面をご覧ください。

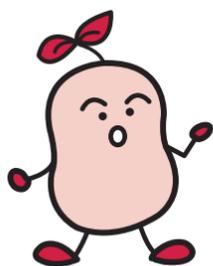
ささえあう 地域づくりが仕事です

- 杉並社協は一人ひとりのかけがえのない暮らしを尊重します。
- 杉並社協は地域の声を受け止め、地域の方々と共に考え、共に行動します。
- 杉並社協は地域のこれまでを大切に、これからを提案します。

杉並社協
では
賛助会員
を募集
しています

「福祉のために何かをしたい」、「気持ちはあるが忙しく時間がない」という皆さまのあたたかい心をお寄せください。社協の活動資金の多くは、募金や会費など皆さまからの寄付で賄われています。それが活動の原動力です。会員になって、「地域のささえあい」に参加いただきますようお願い致します。

Q 最近テレビの報道などで「社会福祉協議会」ってよく聞くけどなあに？



A

社会福祉法で定められた民間団体で、仕組みや事業などにおいては公共性の高い団体です。

社会福祉協議会は、各市（区）町村に1か所ずつ設置され、各区域の地域福祉の推進を図っています。また、各都道府県に1か所ずつ、さらに全国段階の組織として、全国社会福祉協議会があり、全国各地の社協とのネットワークを組み、日本の社会福祉の増進に努めています。

杉並区社会福祉協議会は、各市（区）町村社会福祉協議会の一つです。

Q 「社協ってどんなことをしているの？」

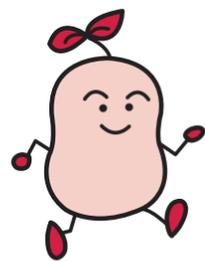
A

国や区の制度などでは解決できない、住民の皆さまの「困った！」を解決するためのお手伝いや、「何かやりたい」という方への応援の両方に取り組んでいます。

災害時には、災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災した区民を支援するためのボランティアの受け入れやコーディネートをします。

また、皆さんに地域福祉について関心を持っていただけるように、広報活動やイベント等を実施しています。

日常の業務は、3～4ページでご紹介していますので、ご覧ください。

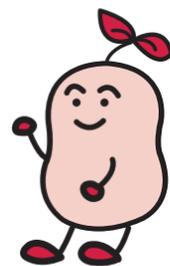


Q

「社協の会員になると何かやらないきゃいけないのかしら？」

A

賛助会員の皆さまには、「会費」を納めていただくことが会員としての「活動（協力）」になります。納めていただいた会費が地域福祉活動を進めていくうえでの大切な財源となります。



杉並社協のマスコットキャラクター「うえるくん」は「地域福祉の種」



お願い

すでに会員になられている方で、会費を民生委員を通して納入いただいている方は、これまでどおり、担当民生委員への納入をお願いします。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

切り取り線

収入印紙

3万円以上
貼付

印

切り取り線

杉並区社会福祉協議会 賛助会員会費

会費の納入をもって、入会手続きとさせていただきます。

- 入会方法
- ①この「払込取扱票」に必要事項（お名前・ご住所・会員種別）をご記入の上、ゆうちょ銀行または郵便局でお振り込み（振込手数料はかかりません）
 - ②杉並区社会福祉協議会の窓口へ（開所時間：月～土曜日 午前8時30分から午後5時まで）
 - ③または、お近くの民生委員・児童委員にお申し出ください。

※社協の各サービスは、賛助会員にならなくても利用できます。

問合せ 杉並区社会福祉協議会 総務課総務係
杉並区荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪5階
電話 03-5347-1010

ご理解・ご協力ありがとうございます。



この場所には、何も記載しないでください。

杉並区社会福祉協議会



平成23年度事業

杉並区社会福祉協議会では、平成23年度から27年度にかけての5か年の「実施計画」を策定いたしました。

この計画においても、これまで目標としてきた「ささえあう地域づくり」を一層推進するための具体的な方策を重要な課題と位置付けています。

平成23年度はこの実施計画の一年目として、住民主体のたすけあいの仕組みに関する調査研究や社会参加についての住民の意識調査を実施するとともに、地域のさまざまな活動に参加しやすい仕組みを強化する等、5年後の計画実現のための基盤づくりを行います。これらを土台とし、区民一人ひとりが安心して住み続けることができる地域づくりを進めていきます。

総務課

【総務係】 ☎03-5347-1010 fax03-5347-2061

●**広報事業**

福祉への理解促進のため区内の福祉情報や社協事業をお知らせします。

- ①広報紙「すぎなみ社協」：年6回（奇数月10日）発行 新聞折り込みによる配布のほか、行政機関の窓口や駅の広報スタンドにもあります。
- ②ホームページの運営：随時更新します。
- ③リーフレット「こんにちは 杉並社協です」の発行

●**交通遺児援護事業**

交通機関による事故によって父母等を失った満18歳未満の児童に援護金を支給します。また、高校進学祝金を支給します。

【資金担当係】 ☎03-5347-3134 fax03-5347-2061

●**生活福祉資金貸付事業**

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯が、一時的に生活資金に困窮した場合や、教育資金など利用目的を達成するために、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸し付けをします。国（厚生労働省）の制度で、各都道府県の社協が債権者となっています。貸付金の原資は、税金及び貸付世帯からの償還金です。貸し付けの内容は次のとおりです。

- ・福祉資金 ・緊急小口資金 ・教育支援資金 ・総合支援資金 ・不動産担保型生活資金

【認定調査係】 ☎03-5347-1015 fax03-5347-2061

●**介護認定調査事業**

東京都から指定を受けた受託法人として、介護保険の認定調査を行います。

- ※要介護（要支援）認定の申請は、お近くの地域包括支援センターまたは杉並区介護保険課認定係（☎：03-3312-2111（代表）☎：03-5307-0653（直通））にご相談ください。

【あんしんサポート係】 ☎03-5347-1020 fax03-5347-2061

●**地域福祉権利擁護事業**

判断力が十分でない障害者や高齢者、重度身体障害者が安心して地域で暮らせるように、社協との契約により次のような支援を行うことで、それらの人々の生活を守り、権利の侵害を防ぎます。

- ①福祉サービスの利用援助：福祉サービスの情報提供・助言、利用する際の手続きなど
- ②日常的な金銭管理サービス：公共料金や家賃の支払い手続き、日常的に必要な預貯金の出し入れ代行、解約の手続き等
- ③書類等の預かりサービス：大切な書類や通帳などを貸金庫でお預かりします。

●**あんしん未来支援事業**

自宅に暮らしている高齢者や障害者で、急な入院時等に頼ることのできる親族がいない方を対象とした、杉並社協の独自事業です。いざという時に備えて、十分な判断能力のあるうちに次のような支援の内容を決めて契約し、地域で安心して暮らしていけるように支援します。

- ・見守りサービス ・日常生活の支援サービス ・保証機能サービス ・書類等預かりサービス

【地域包括支援センター・ケア24南荻窪】 ☎03-5336-3724 fax03-5336-3727

【地域包括支援センター・ケア24梅里】 ☎03-5929-1924 fax03-5929-1925

【地域包括支援センター・ケア24永福】 ☎03-5355-5124 fax03-5355-5125

●**高齢者を支えるネットワークづくり**

ひとり暮らし高齢者等が、安心して住みやすい地域をつくるため、地域における関係機関と連携を取り、効果的なネットワークをつくりまします。

- ①地域のネットワークづくり ②情報提供 ③地域ケア会議の開催 ④家族介護教室の開催

●**高齢者総合相談・支援**

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心して生活を継続していけるよう、どのような支援が必要かを確認し、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる支援をします。

- ①高齢者総合相談・支援 ②高齢者実態把握 ③特定高齢者の介護予防支援 ④要支援者対象介護予防サービス
- ⑤高齢者虐待防止・権利擁護事業

※特定高齢者：主として要介護状態等になる恐れの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の区民

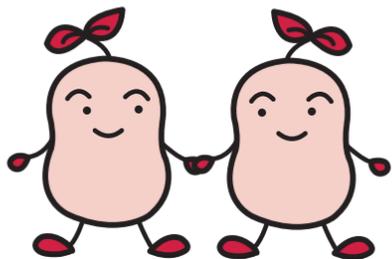
地域福祉課

【杉並ボランティア・地域福祉推進センター】 ☎03-5347-3939 fax03-5347-2063

- はじめての地域活動応援事業
社会貢献活動への参加を希望する区民へ主に区内の地域活動情報の提供をはじめ、活動紹介を積極的に進めます。
①区内のボランティア団体・NPO等、地域活動情報をデータベース化し、地域活動したい人が情報を一覧できる参加の仕組みを強化します。
②「はじめてのボランティア説明会」を区民センターなどへ出張開催するなど、ボランティア・地域福祉活動参加を促進します。
③情報紙「ボラン・て」やホームページでの情報発信・情報提供を進めます。
④ボランティア学習・福祉教育を積極的に推進します。
- 福祉のまち基盤強化
ご近所のきずなサロンや住民主体の活動を助成し、地域の拠点を増やすとともに、災害時や非常時に住民相互にたすけあう仕組みをつくり、地域の共助力を強化します。
①区民が地域で気軽に集える場「きずなサロン」の立ち上げを支援します。
②車いす貸出拠点（目標 200 拠点）を増やし、車いすを借りやすくします。
③すぎなみ地域福祉フォーラムを開催し、より住みよい地域の実現に向けた課題を共有し、ともに考え、区民による地域福祉を推進します。
④「地域福祉活動費助成金」などで、住民主体の活動を支援します。
⑤災害に備え、災害ボランティアセンターの運営など訓練や周知に取り組みます。
⑥福祉のまち基盤づくりのために「ボランティア活動や地域福祉活動の参加者のアンケート調査」を実施し、住民主体のたすけあいの仕組みづくりの研究を進めます。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
区内の聴覚障害者が、安心して、かつ、不便のない生活を送ることができるよう、病院での通訳等、日常的な生活の場面に手話通訳者を派遣します。また、情報保障サービスとして、行政・団体等が主催する会議・講習会へ手話通訳者及び要約筆記者をあっせんします。
- 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動
「じぶんのまちをよくする仕組み」＝募金活動を通じて、住民相互のたすけあいとして、住民自らが参加する福祉コミュニティを実現するための住民主体の多様な活動を財政面から支援していきます。

【ささえあい係】 ☎03-5347-3131 fax03-5347-2062

- ホームヘルプサービス事業
地域の人に協力会員になっていただき、利用会員（日常生活を送るのに手助けが必要な人）の家事や介護の援助を行う会員制のサービスです。
①家事援助サービス ②介護援助サービス ③入院者支援サービス（ランドリーサービス）④研修会
- ファミリーサポートセンター事業
子どもがいるすべての区民の子育てを支援するために、地域の人に協力会員になっていただき、利用会員（子育ての手助けをしてほしい人）の子育ての相互支援を行う会員制のサービスです。



一般社団法人杉並区成年後見センター

成年後見制度についての相談、申立ての手続きや支援、後見人へのサポートなど、成年後見制度の利用を促進しています。

※杉並区成年後見センターは、杉並社協と杉並区が構成員となって設立した法人です。

私も賛助会員として応援しています

たがびに耳にする社協の名に「協ってどんな所で、何をやる所だろう？」と思われる方が多数いらっしゃると思います。
私と社協との関わりは民生委員児童委員を受ける数年前からですので、25〜6年になります。社協の活動は広範囲で多岐にわたります。一言では言い表せません。しかし、地域と行政のパイプ役が民生委員児童委員の活動といたしますと、社協は人（手助けを必要としている人）と人（何かお手伝いをしたいと考えて



3月11日に発生した「東日本大震災」への支援活動が、各地の社会福祉協議会（以下、社協）が核となっ

行われていることが報道されており、たがびに耳にする社協の名に「協ってどんな所で、何をやる所だろう？」と思われる方が多数いらっしゃると思います。
私と社協との関わりは民生委員児童委員を受ける数年前からですので、25〜6年になります。社協の活動は広範囲で多岐にわたります。一言では言い表せません。しかし、地域と行政のパイプ役が民生委員児童委員の活動といたしますと、社協は人（手助けを必要としている人）と人（何かお手伝いをしたいと考えて

ている人）をつないだり、また地域での課題に対し行政や関係機関と共に取り組みするためのパイプ役であると思えます。
去る4月3日、杉並区と杉並社協が事務局となり、「南相馬市支援チャリティバザー」が開園早々の桃井原っぱ広場で開催されました。ボランティアとして、杉並区商店会連合会女性部も参加させていただきました。社協を通して微力ながら被災された方へのご支援ができましたことをうれしく存じます。
私たちはもともと社協のことを知って、一人で我慢していいので、社協に力になっていただいていたと思います。だって社協は私たちの「お助けマン」ですから。
これからも、社協を中心に温かい福祉の輪が大きく大きく広がります。またそのお手伝いができるといいなと思っております。

杉並区商店会連合会 副会長 斎藤敬子

「社会福祉協議会は人と人とのパイプ役」

は、東京商工会議所杉並支部でサピス情報産業分科会長に就任しており、社協が福祉全般的な事業を行っていることは聞いていたものの、企業との接点が少なく感じていました。就任後、ある企業の新人職員対



(株)チャイルド社 社長 柴田豊幸

象にボランティア体験講座を企画したり、またある企業が社内で行ったチャリティ募金の使途について、具体的に地域活動につなげたりするなど、企業と地域との接点づくりを行っていることを知るようになりました。当社は関係会社で保育園を運営していますが、私自身も他市で社会福祉法人が運営する保育園の理事長として福祉のお手伝いをしています。これからは社会福祉協議会には、企業と地域の橋渡しとしての役割を期待しています。

「社会貢献活動が地域を動かす」